

【公務員】物価高対応子育て応援手当 FAQ

目次

申請が必要な方向け【世田谷区在住の公務員】	2
Q1：どのように申請すればよいか？	2
Q2：（公務員）申請の期限はいつまでか？	2
Q3：第1子分の応援手当申請後、令和8年1月に第2子が生まれた。この場合、追加で応援手当の申請が必要か？	2
Q4：申請後から応援手当が振り込まれるまでの流れは？	2
Q5：引っ越しをした場合、どこへ申請するのか？	2
Q6：児童手当の受給者と別の者（配偶者等）が申請することは可能か？	3
Q7：児童が死亡した場合は？	3
Q8：児童手当受給者が死亡した場合は？	3
Q9：離婚や離婚調停中により、児童手当の受給者が変更となった場合、変更後の受給者は応援手当の支給対象か？	3
Q10：「物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）（様式第3号）」の申請額・請求額の欄は、世田谷区独自の支給金額を含めて（対象児童一人につき3万円）記載をする必要があるか？	3

申請が必要な方向け【世田谷区在住の公務員】

Q1：どのように申請すればよいか？

A：応援手当の対象者であれば、勤務先から申請書が配布されることになっています（詳しくは勤務先にご確認ください）。申請書に必要事項をご記入の上、「児童手当受給状況証明欄」に勤務先で証明をもらっていただき、世田谷区子ども家庭課子ども医療・手当担当まで郵送でご提出ください。なお、応援手当は令和8年3月31日生まれまでのお子さまが対象となります。勤務先へお子さまの児童手当の申請をされる際に、応援手当の申請書についてもお問合せください。

Q2：（公務員）申請の期限はいつまでか？

A：令和8年3月31日となります。なお、令和8年1月1日以降に出生予定の児童の手当の申請期限はこの限りではありません。申請書類がお手元に揃い次第、早急に申請してください。

Q3：第1子分の応援手当申請後、令和8年1月に第2子が生まれた。この場合、追加で応援手当の申請が必要か？

A：追加で申請が必要です。応援手当申請書に必要事項をご記入の上「児童手当受給状況証明欄」に勤務先へ証明をもらっていただき、郵送で提出してください。

Q4：申請後から応援手当が振り込まれるまでの流れは？

A：世田谷区で申請書を受理後、審査を行い、振込前に支給決定通知書を送付します。支給決定通知書が届きましたら支給額や振込予定日をご確認ください。なお、審査には2ヵ月ほどお時間いただき、審査後、応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合は、不支給決定通知書を送付します。

Q5：引っ越しをした場合、どこへ申請するのか？

A：令和7年9月30日時点で、公務員でいらっしゃった方は、令和7年9月30日時点で住民登録のあった自治体へ申請してください。（例：令和7年10月1日にA市から世田谷区へ転入した場合、申請先はA市）ただし、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生したお子さまの分の応援手当は、お子さまの児童手当の支給開始時点で住民登録がある自治体へ申請してください。

Q6：児童手当の受給者と別の者（配偶者等）が申請することは可能か？

A：できません。

離婚等の場合を除き、応援手当の受給資格が発生した時点で児童手当の受給者となっている方のみ受給できます。

Q7：児童が死亡した場合は？

A：死亡した児童が令和7年9月分の児童手当の対象児童、又は令和7年9月1日から令和8年3月31日に生まれ、児童手当の対象児童となる場合は、応援手当の申請をしていただくことができます。また、令和7年9月1日から令和8年3月31日に出生した児童が出生月中に死亡した場合、児童手当の対象とはなりませんが、応援手当を受給できる場合があります。詳細は本文に記載のお問合せ先までご連絡ください。

Q8：児童手当受給者が死亡した場合は？

A：応援手当支給の前に受給予定者が死亡した場合、受給予定者が死亡した月の翌月分の児童手当支給対象者が支給の対象となります。なお、死亡した児童手当受給者が公務員だった場合は、世田谷区より勤務先へ確認をさせていただく場合や、追加で書類をご提出いただく場合がありますので、本文に記載のお問合せ先までご連絡ください。

Q9：離婚や離婚調停中により、児童手当の受給者が変更となった場合、変更後の受給者は応援手当の支給対象か？

A：離婚や離婚調停中により令和7年9月1日から令和8年3月31日までに新たに児童手当受給者となった方は、応援手当の支給対象となりますが、変更後の受給者の方が公務員である場合は、世田谷区より勤務先へ確認をさせていただく場合や、追加で書類をご提出いただく場合がありますので、本文に記載のお問合せ先までご連絡ください。

Q10：「物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）（様式第3号）」の申請額・請求額の欄は、世田谷区独自の支給金額を含めて（対象児童一人につき3万円）記載をする必要があるか？

A：申請額・請求額に世田谷区独自の支給金額が含まれていない場合でも、国制度の応援手当の申請をもって、対象児童一人につき3万円を支給します。国制度の応援手当分のみの申請額・請求額の記載であっても、差支えありません。